

# 平成30年度 第1回大分県森林<sup>もり</sup>づくり委員会

日時：平成30年6月4日（月）

14：00～17：00

場所：大分県庁本館 8階 81会議室

## 次 第

### 1. 開 会

### 2. 審議監あいさつ

### 3. 議 事

(1) 森林環境税の概要について

(2) 平成29年度森林環境税活用事業の取組について

#### 【対象事業】

① 荒廃人工林緊急整備事業 (森林整備室 造林・間伐班)

② 荒廃竹林整備・利活用推進事業

(森との共生推進室 森づくり推進班)

③ 森と海をつなぐ環境保全整備事業(漁業管理課 団体流通班)

④ 障がい者福祉施設整備事業 (障害福祉課 施設支援班)

⑤ 森の先生派遣事業 (森との共生推進室 森づくり推進班)

(3) 平成30年度森林環境税活用事業について

(4) その他

① 国の森林環境譲与税（仮称）について

② 今後のスケジュールについて

### 4. 閉 会

# 平成30年度 第1回大分県森林づくり委員会

## 3 (1) 森林環境税の概要について

### ① 森林環境税導入の目的

森林環境の保全と、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成のための施策に必要な財源を確保するため、平成18年度から県民税の特例として森林環境税を導入した。

### ② 森林環境税の概要

- 期間 税の特例期間：5年  
**第3期：平成28年度～平成32年度**  
**今年度は第3期の3年目**  
3本の施策の柱により各種事業を展開
- 税額 個人…年額 500円  
(個人県民税の上乗せ)  
法人…年額 1,000円～40,000円  
(法人県民税(均等割額)の5%)
- 税収 単年度 約3億2千万円
- 管理、運営 徴収した税は森林環境基金条例に基づき「森林環境保全基金」に積立て、上記①の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り活用  
基金の適正な運用を図るため、第三者機関「大分県森林づくり委員会」を設置し、事業の審査や成果の検証等を実施

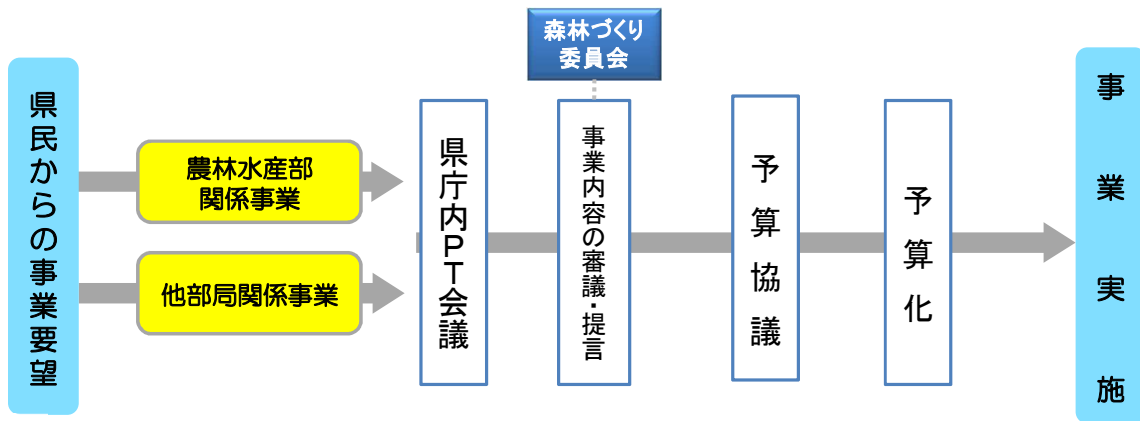
### ③ 全国の森林環境税導入状況

大分県は全国で9番目に導入した。  
H30.3現在、37府県、1市導入

森林環境・水源環境の保全等を目的とした超過課税の実施状況  
(導入年度順)

NO	都道府県名	導入年度	税の名称(通称)	課税のしくみ		
				方式	額	法人
1	高知	15	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	500円/年
2	岡山	16	おかやま森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
3	鳥取	17	森林環境保全税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
4	鳥取	17	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
5	山口	17	やまぐち森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
6	愛媛	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
7	熊本	17	水とみどりの森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
8	鹿児島	17	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
9	岩手	18	いわての森づくり県民税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
10	福島	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
11	静岡	18	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	400円/年	均等割額の5%増
12	滋賀	18	琵琶湖森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の11%増
13	兵庫	18	県民税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の10%増
14	奈良	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
15	大分	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
16	宮崎	18	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
17	山形	19	やまがた緑環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
18	神奈川県	19	水源環境保全税	県民税均等割・所得割超過課税	均等割300円/年 所得割0.02%増	なし
19	富山	19	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増、10%、12%増
20	石川	19	いしかわ森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
21	和歌山	19	紀の国森づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
22	山梨	19	ひらしまの森づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
23	長崎	19	ながさき森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
24	秋田	20	水と緑の森づくり税	県民税均等割超過課税	800円/年	均等割額の5%増
25	茨城	20	森林調剤環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
26	栃木	20	とちぎの元気な森づくり県民税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
27	長野	20	森林づくり県民税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
28	福井	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
29	佐賀	20	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
30	愛知	21	あいち森と緑づくり税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
31	宮城	23	みやぎ環境税	県民税均等割超過課税	1,200円/年	均等割額の10%増
32	山梨	24	森林環境税	県民税均等割超過課税	500円/年	均等割額の5%増
33	岐阜	24	清流の源ぞる森林・環境税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
34	群馬	26	ぐんま緑の県民税	県民税均等割超過課税	700円/年	均等割額の7%増
35	三重	26	みえ森と緑の県民税	県民税均等割超過課税	1,000円/年	均等割額の10%増
36	京都府	28	豊かな森を育てる府民税	府民税均等割超過課税	600円/年	なし
37	大阪府	28	森林環境税	府民税均等割超過課税	300円/年	なし
1	横浜市	21	横浜みどり税	市民税均等割超過課税	900円/年	均等割額の9%増

# 森林環境税事業のフロー



スケジュール	新規事業要望調査 7月～8月に照会	9月～10月実施	10月～11月頃に実施	10月末～12月末
--------	----------------------	----------	-------------	-----------

県庁内PT会議・・・森林環境税(森林環境保全基金)を財源とした多様な事業の構築に向け、全庁を通じた幅広い検討を行うとともに、適正な執行を推進するため、結成された森林環境税活用プロジェクトチーム(以下「PT」という。)。平成24年7月に設置

## 3(2)平成29年度森林環境税活用事業の取組について

**森林環境税 事業費 284,571 千円**

森をつくる



I 県民生活と自然環境を守る  
森林づくり 130,811千円(46%)

森林をつかう



II 森林資源の循環利用による  
地域活性化 87,134千円(31%)

森とふれあう



III 森にふれ親しみ、森林づくりを  
支える取組 66,266千円(23%)



## I 県民生活と自然環境 を守る森林づくり

- 荒廃森林の整備
- 里山の保全と利活用
- シカ被害対策の推進
- 森・川・海をつなぐ環境の整備

### 森林シカ被害防止対策事業

H29執行額 64,640千円 (Iの柱49%)

- ・ 森林のもつ公益的機能を維持するため、防護資材を設置 2,650m
- ・ シカの捕獲報償金事業により捕獲の強化  
シカ捕獲報償金による捕獲頭数 32,244頭



角研ぎ被害を受けたヒノキ

シカネットで予防対策

## II 森林資源の循環利用 による地域活性化

- 森林資源の需要拡大
- 健全な人工林資源の再生
- 林業の担い手確保・育成

### 再造林促進事業

H29執行額 70,200千円 (IIの柱80%)

- ・ 林業適地における疎植造林 2,000本/ha植栽を実施  
H29植栽面積 914ha



再造林放棄地

低コスト再造林を実施した現地

土砂が流出

(再造林促進事業の計画及び計画)

年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
計画	650 ha	700 ha	930 ha	980 ha	1,010 ha
実績	663 ha	914 ha	- ha	- ha	- ha

## III 森にふれ親しみ、 森林づくりを支える 取組

- 森林環境教育/木育の促進
- 森林ボランティア活動の推進
- 森林づくりへの理解と参加を広げる活動

### 森林づくりボランティア活動促進事業

H29執行額 18,625千円 (IIIの柱30%)

- ・ 森林ボランティアに対する研修会の開催 参加者 23名
- ・ 森林ボランティア情報発信
- ・ NPO等の森林ボランティア活動 参加者数 13,320人



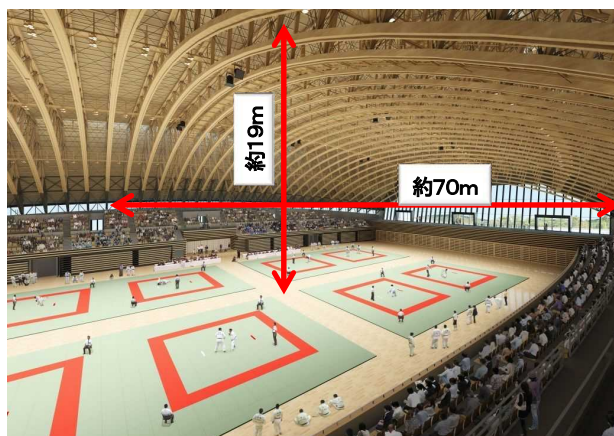
森林ボランティア団体による里山林整備

里山整備 間伐実技

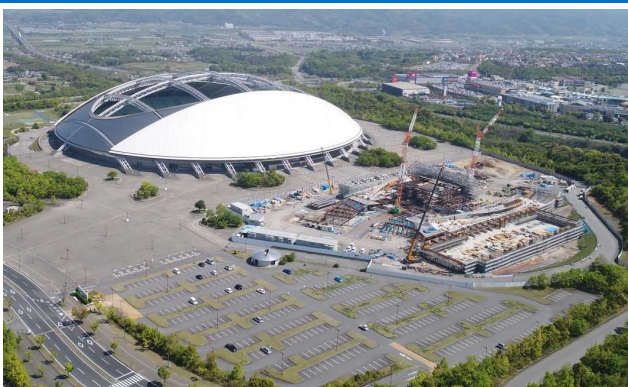
## 完成イメージパース



## 内観完成イメージ (多目的競技場)



## 現況写真



### 屋内スポーツ施設建設事業

H29森林環境税事業執行: 11,393千円

H30森林環境税事業予算: 18,340千円

森林環境税実施期間: H29~H30

平成31年4月竣工予定

### 【木材使用量】

985m<sup>3</sup>(構造材972m<sup>3</sup>、内装材 13m<sup>3</sup>)

一般住宅 41棟分相当



# 現場状況写真（屋根トラス）



# 広報活動

## 『県立屋内スポーツ施設 魅力探究 ワークショップ』～竹細工に挑戦!!～

3月22日  
(木曜日)

大分合同新聞

専月 千り

**四重奏**

◇：大分市の県立美術館で21日、竹工芸の体験教室があった。内装の一部に竹が使われる県立屋内スポーツ施設。来年4月の完成予定)に関心をもち、顔を見せた。

◇：施設は大分スポーツ公園に建設中、館内通路の照明カバーなどに竹で装飾を施す。製作を請け負った別府製品協同組合の岩尾(一)理事長(62)は「現物はもっと複雑な組み方になっている」と説明。開館の晩には、照明も見どころの一つかも。

◇：親子連れなど約10組が参加。基本的な「四ツ目組」を職人に教わり、色とりどりの材料を組み合わせた。この「面白」と笑顔をみせた。

◇：親子連れなど約10組が参加。基本的な「四ツ目組」を職人に教わり、色とりどりの材料を組み合わせた。この「面白」と笑顔をみせた。



## 県立スポーツ施設建設事業『紹介展IN大分空港』

- ◆期間 平成30年1月13日(土)～26日(金)の14日間
- ◆場所 大分空港ターミナルビル2F 『出発ロビー』

資料環境構築事業は様々な活動に取り組みます  
あなたの500円が  
お気に入りの緑葉を育てます!

高松緑地公園	くまもと県民体育館	高松緑地公園	くまもと県民体育館
人工湖環境構築	緑地公園	人工湖環境構築	緑地公園
高松緑地公園	くまもと県民体育館	高松緑地公園	くまもと県民体育館

大分県自然環境局にて

個人・法人向け 500円  
団体向け 1,000円～40,000円

### 3(2) H29森林環境税活用の取組について 【説明対象事業】

- ① 荒廃人工林緊急整備事業
- ② 荒廃竹林整備・利活用推進事業
- ③ 森と海をつなぐ環境保全整備事業
- ④ 障がい者福祉施設整備事業
- ⑤ 森の先生派遣事業

1

※各事業の説明資料については当日配布します。

### 3(3)平成30年度森林環境税活用事業について

#### 森林認証材等供給体制整備事業

ビレッジプラザのイメージ



- ・選手村の中の代表的な施設
  - 店舗、カフェ、メディアセンター等配置
- ・木造平屋建て、延床面積約6,000㎡
- ・地方公共団体が木材を無償提供

森林環境税事業 実施期間 H30

事業費 : 6,000千円  
 補助金 : 3,000千円 (補助率1/2以内)  
 事業実施主体 : 日田市、佐伯市  
 (各20㎡ 補助金の1/2)

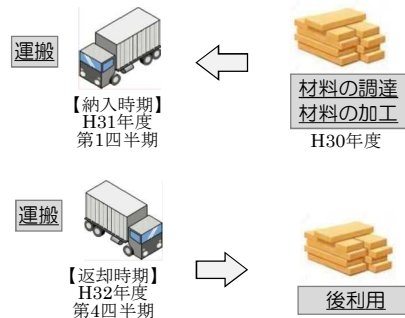
メリット :

- ①事業協力者名を木材に表示
- ②大会施設で使われたことを証する文言 (Used in Village Plaza) を表示
- ③木材利用に伴う持続可能性を唱えるイベントで「東京2020参画プログラム」の認証を受け大会応援マークを使用できる。植樹祭、農林水産祭等に利用「東京2020応援マーク」



＜事業のスキーム＞

事業協力者の負担



＜後利用の案＞

解体材を使い2次加工品を製作。県・日田市・佐伯市のスポーツ関連施設、学校などへ設置。大会のレガシーにすることを検討。



ベンチ



テーブル



# 木造建築物等建設総合対策事業

## ■事業概要

事業実施期間 H30年度  
 森林環境税事業予算 4,452千円  
 内 容：CLTを用いた内装木質化、造付家具等の整備  
 場 所：竹田津漁港上屋  
 補助率等：整備に要する経費の1/2以内(上限4,000千円)

目 的：既存建築物での県産スギ利用の拡大  
 ・大分県産スギのブランドイメージ定着  
 ・新たな部材(CL T)のPR  
 ・利用方法の提示

- ・建築物における木づかい
  - [木造化] 新築、増築、改築
    - …木材使用量の確保
  - [木質化] 新築、増築、改築、**既存建築物**
    - …木の特徴がダイレクトに伝わる
    - =木づかいの意識醸成がしやすい

内装または造り付け家具等にCLTを利用

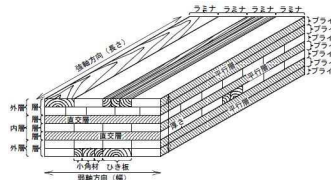


→ CLTの特徴を伝える

### ※CLTとは…

ひき板(ラミナ)を並べた後、  
 繊維方向が直交するよう  
 積層接着した木質系材料。

厚みのある大きな板であり  
 建築の構造材のほか、  
 土木用材、家具などにも  
 使用されている



→RC造の代替として期待される新しい木質部材

## 緑でいっぱいおもてなし事業（おおいたの森林づくり広報推進事業）

### 事業概要

- 〈 目 的 〉 来年度から開催される国民的文化行事には、県内外から多くの観光客が見込まれる。イベントのイメージに合わせて、各会場の窓口に緑化木や県産材のプランターを設置することで、みどり豊かなおおいたをPRするとともに、県民総参加のみどりづくりの意識の醸成を図る。
- 〈 実施期間 〉 平成30年度
- 〈 実施場所 〉 各イベント会場
- 〈 実施主体 〉 大分県(委託事業)  
1,400千円(25箇所予定(2本セット))

### 事業フロー

森との共生  
推進室

委託

大分県樹苗生産農  
業協同組合(案)

各行事のイベントで  
緑化木+木製プランター  
を配布

OH30年度 国民文化祭  
設置箇所 県、市町村で行うイベント会場

### 設置イメージ



### 事業効果

- 国民的文化行事の機運を高める
- 県民総参加のみどりづくりの意識の醸成を図る
- 森林環境税の認知度を上げる

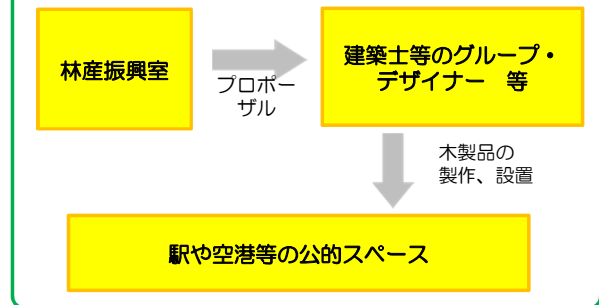


# 木でいっぱいおもてなし事業（おおいたの森林づくり広報推進事業）

## 事業概要

- 〈 目的 〉 来年度開催される国民的文化行事には、県内外から多くの観光客が見込まれる。駅や空港などの観光客がたくさん訪れる場所に、県産材を使って制作した木製品を配置することで、おもてなし空間を創出するとともに、幅広い消費者に対して木の良さをPRする。
- 〈 実施期間 〉 平成30年度
- 〈 実施場所 〉 別府駅や大分空港（2箇所）
- 〈 実施主体 〉 大分県
- 〈 事業費 〉 2,500千円（1箇所あたり上限1,250千円）

## 事業フロー



## 設置イメージ



## 事業効果

- 木材利用へのイメージ向上
- 県産材利用への理解を醸成
- 「木の県」としてのイメージアップ



待合スペース等に見て楽しい木製品の配置し、おもてなし空間を創出

※国民文化祭開催準備事業についての説明資料については、当日配布します。

### 森林環境譲与税(仮称)の対応について

#### 【経緯】

1 平成30年度与党税制改正大綱に以下の内容が明示

##### (1) 創設目的

自然的条件が悪く採算ベースに乗らない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得し、自らが管理を行う新たな制度(森林経営管理法)が平成31年4月から施行予定であり、市町村が実施する森林整備等に充てるべく、森林環境税(仮称)、森林環境譲与税(仮称)を創設

① 森林環境税(仮称):平成36年度から納税義務者年額1,000円の徴収

② 森林環境譲与税(仮称)

平成31年度から先行し譲与、段階的に譲与額を引上げ、県・市町村に配分(私有林人工林面積5割、林業就業者数2割、人口3割 ※詳細別紙参照)

##### (2) 森林環境譲与税の用途

地方の固有財源として法令上用途を定め、新制度を円滑に推進するために市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用並びに県が行う市町村による森林整備に対する支援等に関する費用に充当

#### 2 国の動向

(1) 森林経営管理法の閣議決定(H30.3月)現在、国会審議中

(2) 用途などを示すガイドブックの発行(5月)、説明会の開催(随時)

(3) 森林環境税関連法の成立(H31.3予定)

#### 【平成30年度の県の対応方針】

○市町村での森林環境譲与税の円滑な執行に向けて県として次の取組を実施

1 用途の整理・市町村への支援体制案を作成(6月)、支援の実行

2 市町村への意向調査、説明会等を随時開催(5/21に説明会を開催予定)

3 森林整備等の受け皿となりうる事業者の整理や事前説明会の実施

4 県の森林環境税との関連整理・明確化

#### 【留意事項】

1 各市町村の平成31年度実施に向けた執行体制の整備

2 譲与目的に応じた市町村の用途の決定

※用途については公表が義務づけ、会計検査対応有

※本税の創設目的から、所有者による管理が期待できない森林整備の費用(事前調査含む)に積極的に充当することが適当

## H30国・県森林環境税の活用対策について

### 課題

- ① 県森林環境税との具体的使途の整理ができていないため、県民に二重課税との誤解を与える懸念
- ② 森林法改正や森林環境譲与税などの事務増加に伴う市町村及び県負担の大幅増
- ③ 新たな森林管理制度を実施するうえで、市町村は森林整備事業の業務経験が少なく、技術者も不足(林業技術職員数:県内3市町村8名)

### 対策

#### 1. 国の森林環境譲与税(仮称)の円滑な実施

<森林環境譲与税検討チームによる使途整理案などの検討>

##### (1) 使途の整理案並びに県事業計画の作成

- ①使途整理案の作成  
(国・県環境税の仕分、国環境税の県分の使途) (6月)
- ②県政推進指針への反映(9月)
- ③H31県予算案の作成(11月)

##### (2) 市町村への支援体制の強化

- ①市町村と事業体などとの連携による実行体制構築支援案作成(6月)
- ②市町村への使途の意向調査、説明会の開催(随時)
- ③市町村へのH31予算案策定、実行体制構築などの支援(8月~)

##### (3) 国の動向

- ①森林経営管理法の成立、ガイドブック発行(5月)説明会開催(6~7月)
- ②林野庁への報告(8月 11月)
- ③国森林環境税関連法成立(H31. 3月)

#### 2. 県森林環境税の使途の整理

##### (1) 使途の方針等の作成

- ①森林づくり委員会による事業実施方針等協議(5月 8月 11月)
- ②森林環境税PT会議による新規取組事業の協議(7月 9月)



# スケジュール

月	国森林環境譲与税の用途の整理・実施体制の確立	県森林環境税の用途の整理
	<p>用途の整理 県予算案の作成</p> <p>市町村意向調査 事業実施への支援</p> <p>国の動向</p>	<p>森林づくり委員会</p> <p>森林環境税PT会</p>
4月	森林環境譲与税 検討チーム発足	
5月	市町村、関係団体 への説明会	第1回委員会 森林環境譲与税 の概要説明
6月	用途整理・市町村支援 案の作成	市町村への 意向調査
7月	用途整理・市町村支援 案の知事報告	市町村、関係団体 への説明会
8月		国説明会 (県・市町村)
9月	H31県政推進指針 への反映	国の第1回 検討状況報告
10月		第2回委員会 森林環境税事 業用途の協議
11月	H31県配分予定の 予算案の作成	H31新規事業計 画案の作成
12月	H31県配分予定の 予算案知事報告	H31新規事業計 画案の部局間 協議
1月		H31部局新規事 業の事前協議
2月		H31事業計画案の作成
3月		第3回委員会 H31森林環境税新規 事業計画の審査
		H31森林環境税事業 知事報告
	<p>①市町村実行体 制構築支援 (市町村・事業体)</p> <p>②市町村、関係 団体説明会 (随時)</p> <p>③市町村予算案 作成支援</p> <p>【林務管理課】 【各振興局】</p>	
		国森林環境税 関連法成立

# 森林経営管理法案（仮称）の概要

## 趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
  - ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
  - ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
  - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。

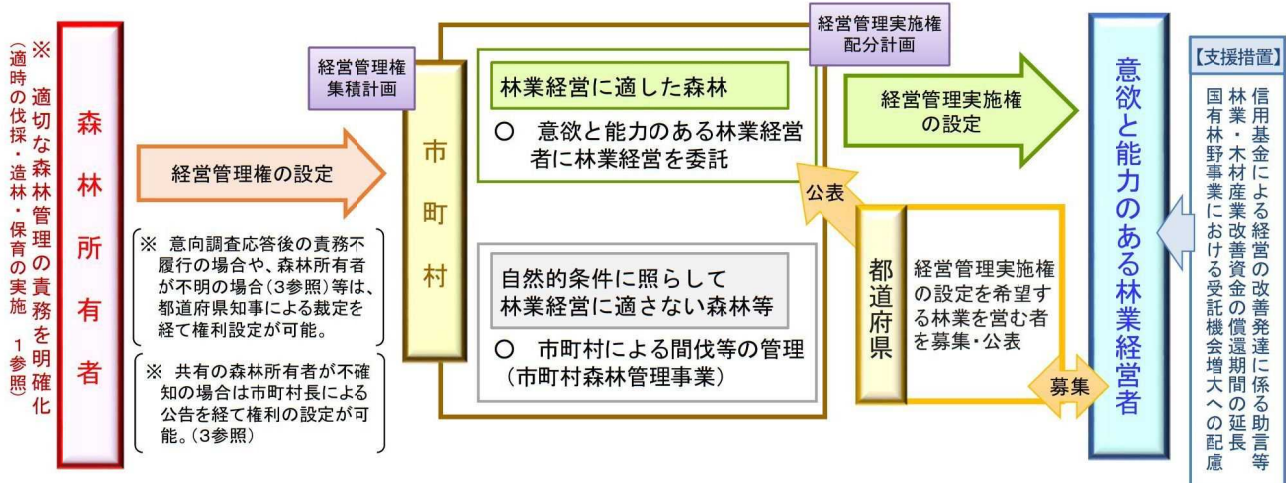
## 法案の概要

### 1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。

### 2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村が、区域内の森林について、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案し、経営管理権集積計画を作成し、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利（経営管理権（仮称））を、森林所有者から取得できるよう措置。
- 都道府県知事が経営管理実施権（仮称）の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者（意欲と能力のある林業経営者）に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら管理（市町村森林管理事業）できるよう措置。



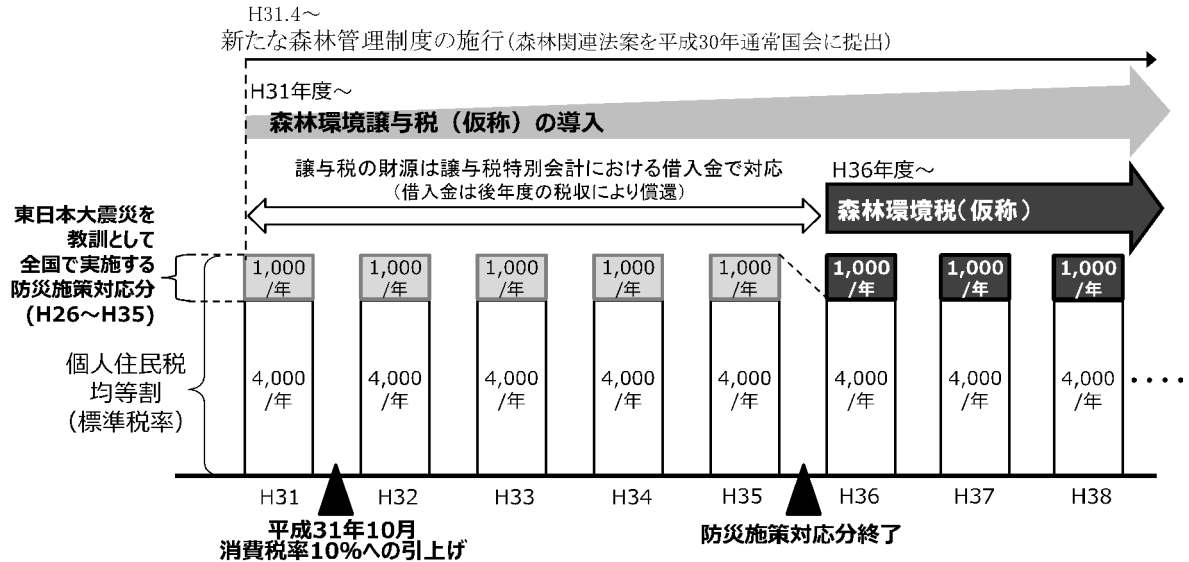
### 3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。

## 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設フレーム(案)

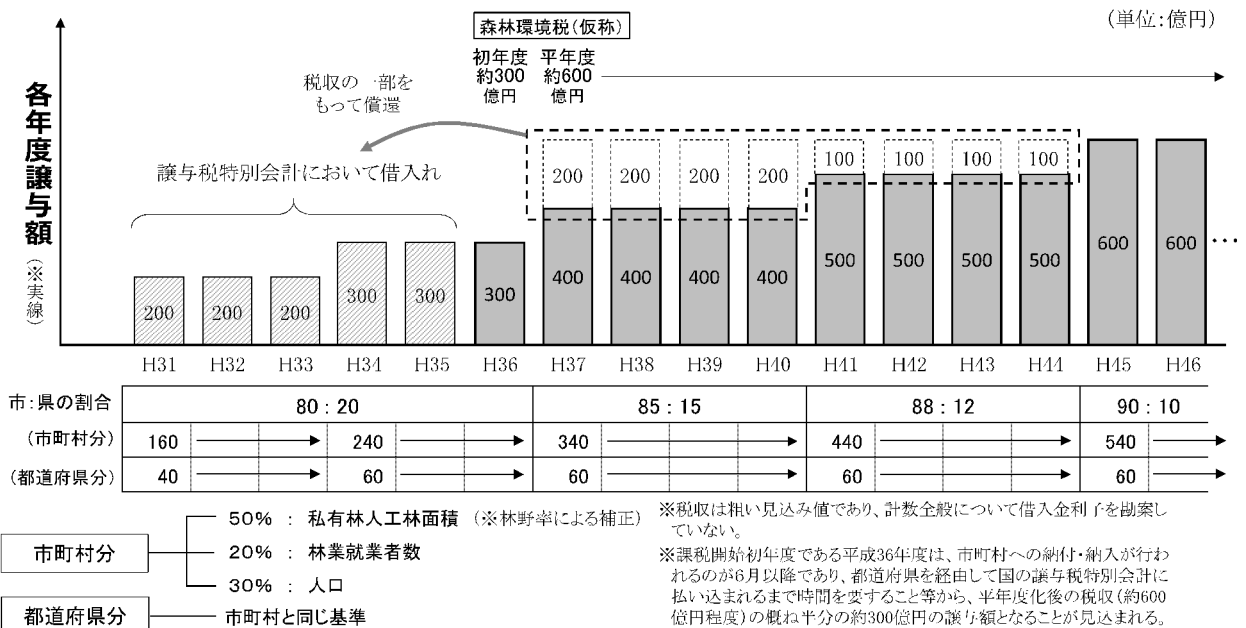
- 平成36年度から森林環境税(仮称)の課税を開始し、国民の負担増を伴わずに、森林整備等に要する財源を確保。
- 一方で、新たな森林管理制度の施行とあわせ、森林環境譲与税(仮称)は、平成31年度から譲与。
- 平成35年度までの間における譲与財源は、後年度における森林環境税(仮称)の税収を先行して充てるという考え方の下、暫定的に譲与税特別会計における借入れにより対応。借入金は、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。

**※平成30年通常国会における森林関連法令の見直しを踏まえ、森林環境税(仮称)の創設を含め、以上の内容を一体として法案化し、平成31年通常国会に提出。**



## 各年度の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。  
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)
- 使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定。



※大分県配分試算額 (参考)	市町村分 :	364百万円 (H31～H33)	546百万円 (H34～H36)	→	→	→	→	1,229百万円 (H45～)
	大分県分 :	91百万円 ( " )	137百万円 ( " )	→	→	→	→	137百万円 (H45～)



(4) その他 ② 今後のスケジュール (案)

開催時期	内 容
第2回 7月末頃	・ 県森林環境税事業の方針について
第3回 9月上旬	・ 県森林環境税事業の方針 (案) について
第4回 10月末頃	・ 県森林環境税新規事業提案 ・ 国の森林環境譲与税の状況について

## 大分県森林づくり委員会設置要綱

(設置)

第1条 大分県森林環境保全基金条例（平成18年大分県条例第26号）第1条に規定する森林環境保全基金（以下「基金」という。）の適正な運用を図るため、大分県森林づくり委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基金を活用した施策に関する事
- (2) 基金を活用した県民提案事業の審査に関する事
- (3) 基金を活用した事業の成果の検証に関する事
- (4) 新たな森林づくり行動計画に関する事
- (5) 森林環境税の検証、制度の見直しに関する事
- (6) その他基金の運用に関し必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認められる者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することはできない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、調査審議等のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、農林水産部森との共生推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月20日から施行する。